

国立大学法人旭川医科大学業務方法書の一部を改正する業務方法書を次のように定める。

(令和 7 年 3 月 31 日 文部科学大臣認可)

国立大学法人旭川医科大学業務方法書の一部を改正する業務方法書

国立大学法人旭川医科大学業務方法書（平成 16 年 5 月 24 日 文部科学大臣認可）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第28条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他本学の規程で定める場合には、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項 (競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第28条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他本学の規程で定める場合には、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 <u>政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）</u>、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>(略)</p>

